

●contents

令和5年度 決算の概要(公立学校共済組合高知支部).....	2 3
令和5年度 決算の概要(高知県教職員互助会).....	4 5
組合員証番号に関する注意事項／被扶養者の資格確認を行います!	6
傷病手当金について	7
柔道整復師の施術内容に関する照会にご協力ください	8
医師の指示により治療用装具を購入した場合、費用を請求できます。 マイナ保険証利用による高額療養費制度の限度額適用について	9
交通事故などにあった場合はご連絡ください	
知っておきたい標準報酬制	10 11
障害厚生年金について	12
「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」を送付します	13
よくあるQ&A(年金)	14
いきいき健康だより	15
特定健康診査受診券(セット券)を送付しました／特定保健指導のご案内	16 17
健康相談事業	18 19
公立学校共済組合×RIZAPコラボ 動画付き特別コラム	20 21
Hello! Doctor	22 23
互助会の給付請求書・届出書類等の取り扱いが変更になりました。.....	24 25
ご請求はお済みですか?・高知県教職員互助会-	
令和6年度教職員互助会の給付事業について／高知県教職員互助会のご案内	26 27
退職互助部制度のご案内／退職互助部制度の変更について	28 29
ここにサブリを38／ペンリレー	30
公立共済やすらぎの宿キャンペーン	31
高知会館からのお知らせ／レストラン四季限定プラン	32 33
各月の送金日・締切日／各係の主な事業と問い合わせ先	34

福利 高知

FUKURI KOCHI

Vol.137
令和6年7月26日発行



『いとことの夏の思い出』PN:しるこサンド



編集発行／公立学校共済組合 高知支部・(一財)高知県教職員 互助会・高知県教育委員会 教職員・福利課
〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52 TEL.088-821-4755 <https://www.kouritu.or.jp/kochi/>

ご家庭のみなさんでご覧ください

<https://kokyogo.jp/>

公立学校共済高知支部

検索

(一財)高知県教職員互助会

検索

令和5年度 決算の概要

令和5年度公立学校共済組合高知支部の決算が、5月29日に開催された支部運営審議会において承認されました。以下、その概要をお知らせします。

組合員数・被扶養者数

令和5年度末の組合員数は9,350人で、前年度に比べて58人減少しました。

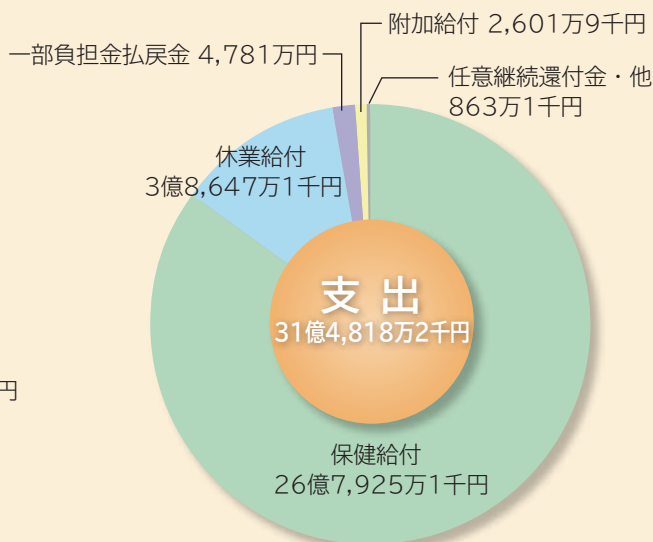
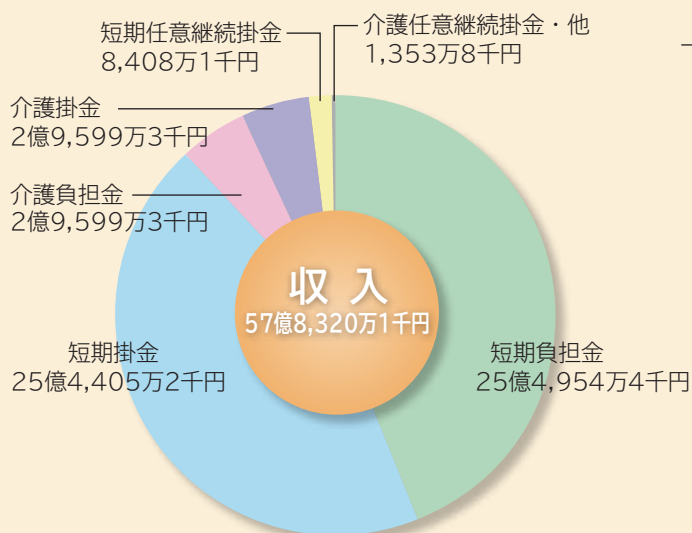
被扶養者数は5,719人で、前年度に比べて154人減少となりました。

区 分	組合員数(人)			被扶養者数(人)
	男	女	計	
一般組合員	3,404	4,183	7,587	
短期組合員	559	994	1,553	
船員一般組合員	17	0	17	
船員短期組合員	0	0	0	
任意継続組合員	89	104	193	
合 計	4,069	5,281	9,350	5,719

短期給付事業

組合員及び被扶養者の傷病・出産等に対する法定給付（医療費・出産費・休業給付など）と、共済組合が独自に行う附加給付等（一部負担金払戻金など）を行う事業です。

給付するための費用は、組合員の皆様からの掛金と、地方公共団体等からの負担金により賄われています。



(注) 収支差額（約26億3,501万9千円）については、共済本部へ回送し、後期高齢者支援金などの拠出金に充当されます。

保健事業

組合員及び被扶養者の健康増進を図ることを目的に行っている事業です。

事業名	金額(千円)	利用件数	事業名	金額(千円)	利用件数
泊ドック	13,933	437	保育等補助	2,090	190
1日ドック	130,145	4,062	ヘルスアップセミナー(健康管理講座)	1,085	48
婦人健診	4,937	350	ベネフィット・ステーション	10,069	9,191
脳ドック	1,711	94	ライフプランセミナー	93	222
被扶養配偶者婦人検診	571	64	災害見舞金	0	0
宿泊施設利用補助	1,900	760	特定健診・特定保健指導諸費用	23,732	—
利用券補助	1,677	3,354	事務費	597	—
芸術鑑賞	53	120			
合 計				192,593	18,892



公立学校共済組合高知支部

長期給付事業

組合員又は遺族の退職（老齢）、障害及び死亡に対する年金給付を行う事業で、組合員の皆様からの保険料（又は掛金）と、地方公共団体等からの負担金を財源としています。

給付事務は全て共済組合本部で行われ、支部においては保険料（又は掛金）、負担金の収納及び標準報酬の記録管理を行っています。収納額は本部へ送金し、年金の原資に充てられています。

経 理	内 容	令和5年度の収納額
厚生年金保険経理	厚生年金に関する経理	組合員保険料 43億5,240万2千円
		負担金 68億7,364万3千円
		その他 8万0千円
		総額 112億2,612万5千円
経過的長期経理	一元化前の旧職域部分の年金に関する経理	負担金 7,631万0千円
		その他 1千円
		総額 7,631万1千円
退職等年金経理	一元化後に新たに創設された退職等年金に関する経理	掛金 3億5,675万4千円
		負担金 3億5,675万7千円
		その他 6千円
		総額 7億1,351万7千円

貸付事業

組合員が住宅の取得や車の購入、結婚などのため、臨時に資金を必要とする場合に貸付けを行う事業です。

種 別	件 数	金額(千円)
一 般 貸 付	83	112,872
住 宅 災 害 貸 付	0	0
住 宅 貸 付	2	11,835
教 育 貸 付	23	45,600
災 害 貸 付	0	0
医 療 貸 付	2	1,600
結 婚 貸 付	0	0
葬 祭 貸 付	0	0
高 額 医 療 貸 付	0	0
出 産 貸 付	0	0
貸 付 金 総 額	110	171,907

住宅事業

公立学校共済組合の教職員住宅の建設に対する資金の融資は、平成24年度末をもって廃止されました。

宿泊事業

組合員とその家族の福利厚生のために設立された宿泊施設「高知会館」の経営実績です。

施設収入で前年比52%増の売上となるなど、収益は回復してきており、経常損益は350万9千円の黒字となりました。

経 常 収 益	2億5,682万3千円
経 常 費 用	2億5,331万4千円

部 門 別	利用人員(人)
宿 泊	9,040
会 議	49,398
宴 会	19,273
レストラン	21,668



令和5年度

決算の概要

令和5年度「互助会の決算」は、6月3日の理事会及び6月24日の評議員会で承認されましたので、その概要をお知らせします。

一般互助部

会員数及び収入、支出は、次のとおりです。

会員数

7,295人

事務局等	256人
県立大学	276人
高等学校等	2,275人
小・中学校等	4,189人
共済組合等	35人
その他	264人

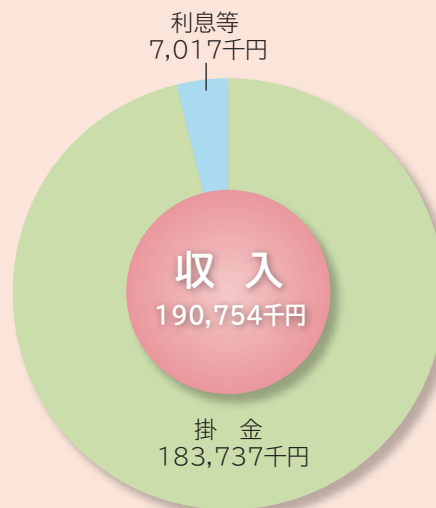
収入 190,754,772円

支出 184,836,511円

収支 5,918,261円

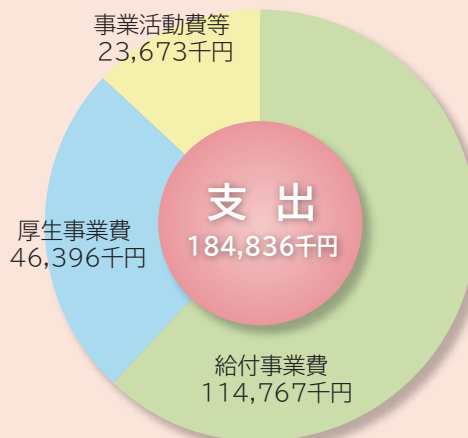
給付事業

医療費補助金	69,363,200円	33,267件
家族医療費補助金	17,075,900円	8,513件
出産祝金	5,620,000円	281件
災害見舞金	10,000円	1件
傷病見舞金	5,878,000円	261件
死亡弔慰金	4,420,000円	180件
結婚祝金	3,180,000円	159件
退職慰労金	5,140,000円	514件
入学祝金	1,860,000円	186件
銀婚祝金	2,220,000円	111件
小計	114,767,100円	43,473件



厚生事業

人間ドック補助	36,200,852円	3,986人
海外派遣助成	200,000円	4人
広報誌等配付	972,250円	—
リフレッシュ助成	9,023,502円	330人
小計	46,396,604円	—



事業活動費等

23,672,807円

高知県教職員互助会

退職互助部

会員数及び収入、支出は、次のとおりです。

会 員 数

14,864人

現職会員	4,366人
特別会員	7,278人
特別会員の届出配偶者	3,220人

収 入 234,419,873円

支 出 436,835,401円

収 支 △202,415,528円

給付事業

医療費補助金	110,646,950円	45,447件
配偶者医療費補助金	18,702,050円	6,219件
弔慰金	5,826,273円	186件
脱退一時金	120,217,162円	166件
単身者一時金	75,945,210円	150件
長寿祝金	15,530,000円	600件
小 計	346,867,645円	52,768件

厚生事業

入院見舞金	20,448,000円	544件
旅行補助	4,450,000円	445件
支部活動助成	13,785,067円	—
指定宿泊施設利用補助	1,143,000円	762件
互助会館の運営事業	2,376,000円	—
「友の便り」の発行	1,124,544円	—
弔慰事業	2,005,000円	227件
サークル活動支援事業	0円	—
普及啓発事業	507,380円	—
小 計	45,838,991円	—

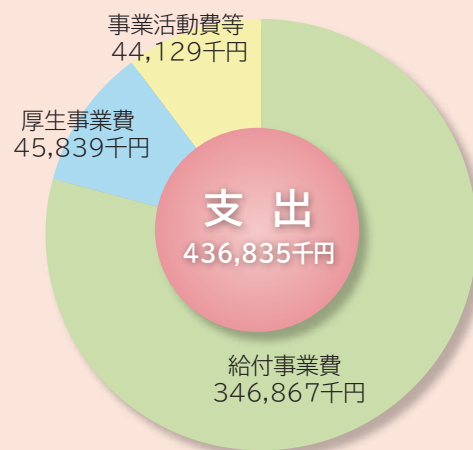
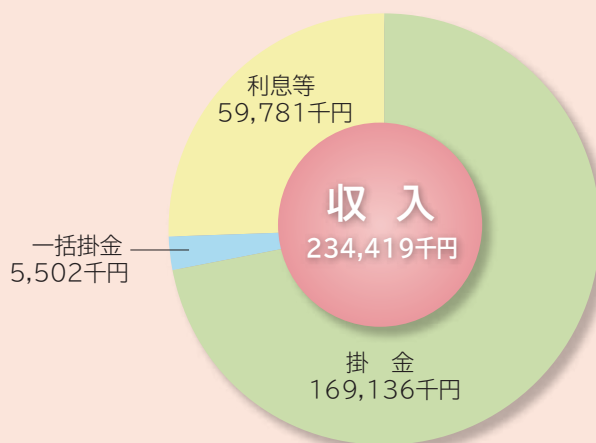
事業活動費等

44,128,765円

法人会計

管理費

3,557,016円



組合員証番号に関する注意事項



- ◆共済組合に関する諸手続きの際に、組合員証番号を記入する場合はお手元の組合員証に記載の6桁の番号を記入してください。
- ◆職員番号と組合員証番号が異なる場合がありますので、ご注意ください。

公立学校共済組合 本人	令和〇年〇月〇日交付
組合員証 記号 公立高知 番号	123456 (校番) 00
氏 名	共済 太郎
生 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日 性別 男
資格取得年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日

組合員証番号



被扶養者の資格確認を行います！



今年度も被扶養者の認定状況の確認（検認※）を実施します。
これは、被扶養者が認定の要件を備えているかについて確認をするためのものです。詳細につきましては各所属所を経由して対象者に提出書類などの通知を行います。
認定要件を備えていないに関わらず、取消しの申告が遅れると、被扶養者としての要件を欠く事由が発生した日まで遡って認定を取消し、この間に共済組合が医療機関に支払った医療費等の給付金返還が生じる可能性がありますのでご注意ください。

※「検認」は、地方公務員等共済組合法施行規程第97条第1項の規定に基づいて年1回実施することが定められており、認定後も被扶養者の要件を欠いていないか確認をすることとなります。

被扶養者の認定要件を欠くこととなる主な事例

- ①就職（健康保険の適用あり）した場合（収入が認定基準額未満でも取消となります。）
- ②年額130万円以上（60歳以上の者または障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者は年額180万円以上）の収入を得ることとなった場合（年額は連続する12ヶ月間で判断します。）
- ③アルバイト・パート等の収入（交通費・賞与等の手当を含む）が、3ヶ月連続して月額108,334円以上（60歳以上の者または障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者は月額150,000円以上）となった場合
※当初から認定基準額（月額108,334円または150,000円未満）を超えることが見込まれている場合は、その月の初日又は就職日から取消となります。
- ④不動産、営業、事業、農業収入等の収入を確定申告した際に年額130万円以上（60歳以上の者または障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者は年額180万円以上）の収入となった場合。
（不動産、営業、事業、農業等）収入－必要経費（※）≥130万円（180万円）
（※）必要経費は税法上のものと異なるため、次からご確認ください。
公立学校共済組合高知支部HP ⇒ 福祉事務の手引 ⇒ 1組合員資格
- ⑤日額3,612円以上（60歳以上の者または障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者は日額5,000円以上）の雇用保険の失業給付を受給し始めた場合
- ⑥別居している被扶養者への送金額が不足していた場合

※②及び③については、事業主が一時的な収入変動であると証明した場合（証明書等の提出が必要）、継続して認定できることがありますので、詳しくは、所属所へ送付する通知を確認してください。

【組合員証・資格確認についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813



傷病手当金について

「傷病手当金」とは？

組合員が公務によらない病気または負傷により療養のため労務不能となり、その結果、所得の喪失または減少があった場合に、これを補填し生活の安定を図り療養に専念していただくことで、組合員の早期の職場復帰を図るものです。

「いつから（支給開始日）、どのくらいの期間（支給期間）」支給されるの？

【支給開始日】

引き続き勤務に服することができなくなった日以後3日を経過し、報酬の全部または一部が支給されなくなり、傷病手当金給付日額が報酬日額を上回ったときから。

短期組合員（臨時的任用職員や会計年度任用職員等）も上記支給要件を満たしている場合は請求が可能です。

【支給期間】

1年6か月間支給されます。引き続き労務不能の場合は、「傷病手当金附加金」が6か月間支給されます。（退職後は附加金の支給はありません。）



同一の傷病について障害年金を受けることになった場合は、傷病手当金は年金額によって調整されます。

遡って年金が支給され、傷病手当金の支給期間と重複する期間がある場合は、すでに支給を受けた傷病手当金の一部を返還していただきます。

〈トピック〉

○組合員資格喪失後も受給できる場合があります！（1年以上の組合員期間がある方のみ）

①在職中に傷病手当金の支給が開始された方

在職時と同一の傷病により引き続き労務不能の場合、1年6か月間の支給期間から支給済みの期間を除いた残期間が支給の対象期間となります。

②在職中は傷病手当金日額＜報酬日額であったため、支給が開始しなかった方

在職時と同一の傷病により引き続き労務不能の場合、退職日の翌日から1年6か月間が支給の対象期間となります。

※上記②の方は退職日にご注意下さい。（以下の例の場合は傷病手当金の支給要件を満たしません！）

（例）3月29日～31日まで傷病により勤務に服することができず、31日に退職した場合
→3月31日時点は傷病により勤務できない状態の3日目であり3日経過した状態ではないため
傷病手当金の支給要件を満たさない。

★お気をつけください★

○組合員資格喪失後に家族の被扶養者となることを希望する場合

組合員資格喪失後の給付は他の健康保険の被保険者になった場合は受けることができません。一方、被扶養者の場合は該当しないため、給付を継続することができます。

しかし、傷病手当金は被扶養者としての恒常的な所得に見なされる場合があるため、被扶養者でありながら傷病手当金を受給することが可能か、家族の加入する医療保険者に確認する必要があります。

柔道整復師の施術内容に関する照会にご協力ください

公立学校共済組合では「柔道整復施術療養費支給申請書」の内容点検を行い、療養費の適切な支給に努めています。

柔道整復師（整骨院・接骨院）で施術を受けられた組合員、又は被扶養者に対して施術内容等を尋ねる照会文書を送付することがあります。内容点検業務を委託している会社（株式会社メディブレーン）から、照会文書が届いた場合は、覚えている範囲で差し支えありませんので、回答にご協力をお願いします。



- ◆ 施術を受けられた方全員に照会するものではありません。
- ◆ 照会文書は施術を受けられてから概ね2か月経過してから送付します。
- ◆ 施術内容の照会により知り得た個人情報、施術内容の点検及び共済組合の事務処理以外には使用しません。
- ◆ 施術を受けられた際には、負傷部位、施術内容、施術日の記録や領収書を保管するなど、ご自身で回答できるようご協力をお願いします。

柔道整復師から施術を受ける場合

○ 組合員証を使用できます

- 骨折、脱臼、打撲、捻挫等（肉ばなれを含む）で医師や柔道整復師からの診断がある
※骨折と脱臼は、応急手当の場合を除き、予め医師の同意が必要です。
- 骨、筋肉、関節のけがや痛みで負傷原因がはっきりしているもの
(例) 荷物を持ち上げる際に腰に痛みが出た。
転倒して膝を打った。

× 組合員証を使用できません

- ・ 慢性的な疲労、肩こり、腰痛等
- ・ スポーツによる筋肉疲労、筋肉痛
- ・ 症状の改善がみられない長期の施術
- ・ 同一の傷病について、保険医療機関で治療を受けながら同時に整骨院・接骨院で施術を受けている
- ・ 同一の傷病について、数ヶ所の整骨院・接骨院で同時に施術を受けている
- ・ 脳疾患後遺症等の慢性病

医師の指示により治療用装具を購入した場合、費用を請求できます。



【よくあるお問い合わせ】

- ・ねんざの治療で肢装具を作った
- ・こどもが弱視の治療で眼鏡を作った

医師が治療上必要であると認めて、医師の指示により治療用装具を購入した場合、支給基準に基づき給付されます。請求の際は、所属所長を経て共済組合へ「療養費等請求書（様式3-4号）」をご提出ください。

詳しくは、公立学校共済組合高知支部のホームページ→「福祉事務の手引」→「3. 短期給付」をご覧ください。また、様式は、公立学校共済組合高知支部のホームページ→「各種様式ダウンロードコーナー」→「3. 短期給付」からダウンロードできます。

請求期限は医師の証明書の日付から2年以内です。





マイナ保険証利用による 高額療養費制度の限度額適用について

限度額適用認定証は、組合員からの申請に基づき、紙の認定証を交付しておりますが、**マイナ保険証（健康保険証利用申込済のマイナンバーカード）**を利用する場合は、事前の手続きなく高額療養費制度における限度額※1を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請・提示が不要となりますので※2、マイナ保険証をぜひご利用ください。

※1：組合員の標準報酬月額をもとに高額療養費の区分が決定されます。

詳細は公立学校共済組合高知支部のホームページ→「福祉事務の手引」→「(手引3) 短期給付」→「病気やけがをしたとき」(7) 高額療養費をご覧ください。

【注意】前年に育児休業等を取得した、または学生であったなどで前年の収入が少額であった場合は、住民税非課税の場合があります。その場合は、共済組合へ下記の書類を届け出てください。

【様式第3-24号及び非課税証明書又は様式3-60号】

様式は、公立学校共済組合高知支部のホームページ→「各種様式ダウンロードコーナー」→「3. 短期給付」からダウンロードできます。

※2：医療機関等によってはマイナ保険証に対応していないところもありますので、受診される際は直接医療機関等へご確認ください。

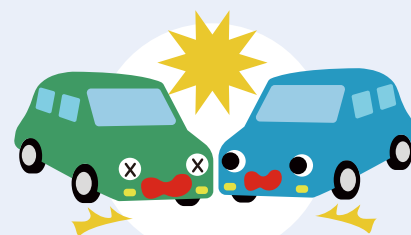
交通事故などにあった場合はご連絡ください

組合員や被扶養者が交通事故にあった場合や、他人からケガをさせられた場合など、第三者の加害行為により負傷したときの医療費については、本来、その負傷させた相手（加害者）が負担すべきこととなっています。

しかし、治療のためにかかった医療費を直ちに加害者に負担させることが困難な場合には、共済組合に書類を提出することにより、組合員証または被扶養者証を使用して治療を受けることができます。

ただし、組合員証または被扶養者証を使用されると、公立学校共済組合は加害者が負担すべき医療費（7割～8割分）を立て替えて医療機関に支払うため、後日、公立学校共済組合から加害者（保険会社等）へ損害賠償請求します。

損害賠償請求に必要な手続き書類については、ご連絡をいただいた際にご案内します。



【共済組合短期給付についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

知っておきたい標準報酬制

毎年1回実施する「定時決定」と昇給・昇格などによって報酬の額が大きく変動したとき行われる「随時改定」について説明します。

定時決定

組合員が実際に受ける報酬と、既に決定されている標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、毎年、標準報酬月額を決定します。この決定を「**定時決定**」といいます。

●定時決定の対象となる方

毎年7月1日において、組合員である方（休業・休職中の方を含みます。）
ただし、次の方は、その年の定時決定を行いません。
・6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した方
・7月から9月までの間に随時改定、育児休業等終了時改定、産前産後休業終了時改定を行う方

●算定方法

4月、5月、6月の3か月間の報酬（※1）の平均により、標準報酬月額を決定します。
ただし、この3か月間に支払基礎日数（※2）が17日（短時間就労者（常勤の3/4以上）15日・短時間労働者（常勤の3/4未満）11日）未満の月があるときは、その月を除いて算定します。

●定時決定の例

4月の報酬 330,000円 + 5月の報酬 360,000円 + 6月の報酬 345,000円	÷ 3 =	報酬月額 345,000円 (円位未満の端数切捨て)	【標準報酬等級表】にあてはめます	標準報酬月額第24級(※3) 340,000円
--	-------	----------------------------------	------------------	----------------------------

- ※1 算定の対象となる「報酬」は、給料や諸手当など、地方公共団体等から労働の対償として受けるすべてのものになります。
- ※2 支払基礎日数とは、報酬計算の対象となる日数です。その月の暦日数から週休日（勤務時間を割り振らない日をいいます。一般的には土曜日と日曜日が該当します。）や、欠勤等（育児休業や病気休職など）の日数を除いた日数になります。なお、祝日や年末年始の日は、支払基礎日数に含めます。
- ※3 等級は短期給付の等級を例示しています。（以下の例も同じです。）

●定時決定の適用時期

原則として、その年の9月から翌年8月まで適用されます。
ただし、10月以降に随時改定等の改定がある場合を除きます。

種 類	決定の時期	適用期間
定時決定	9月	9月から翌年の8月まで

●定時決定の保険者算定

業務の性質上、4月から6月までが繁忙期（又は閑散期）にあたり、通常の決定方法では著しく不当となるときは、申立により（注）、前年7月から当年6月までの報酬の月平均報酬額（以下「年間報酬の平均」といいます。）により標準報酬を決定することができます。この決定を行うためには、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- 4月から6月までの報酬を基に算定した標準報酬と、年間報酬の平均によって算定した標準報酬との間に、2等級以上の差があること。
- 2等級以上の差が、業務の性質上、例年発生することが見込まれること。
- 年間報酬の平均で標準報酬を算定することについて、組合員が所属する所属所長の申立及び組合員本人の同意（注）があること。

注：所属所長の「申立書」及び組合員の「同意書」を共済組合に提出することにより行います。

様式は 公立学校共済組合高知支部HPTトップページ → 各種様式ダウンロードコーナー（様式第1-3号及び1-4号）からダウンロードすることができます。



随時改定

昇給・昇格や異動などにより、報酬の額が著しく高低を生じた場合は、実際に受けている報酬と決定されている標準報酬月額との差が大きくなります。この差を解消するために標準報酬月額を改定します。この改定を「随時改定」といいます。

●随時改定を行う条件

随時改定は、次のアからウまでの要件をすべて満たしたときに実施します。

要件ア

昇給・降給等により「前月に対し当月の固定的給与（※1）に変動」があること又は「給与体系の変更」があること

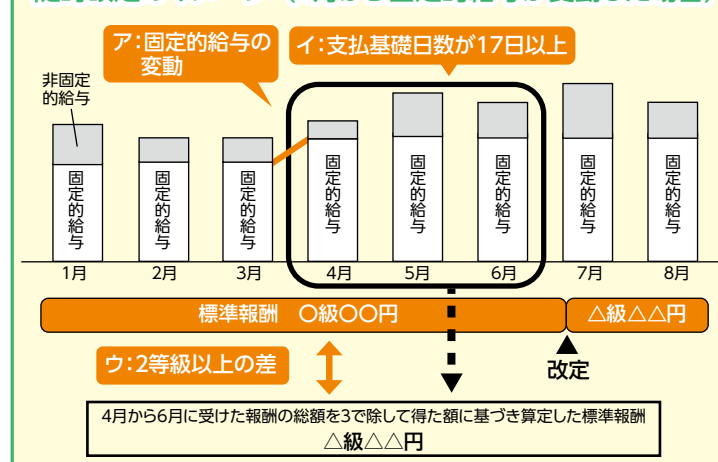
要件イ

変動月（※2）から継続した3か月間の各月の支払基礎日数が17日以上であること（常勤職員の場合）

要件ウ

「変動月から継続した3か月間の報酬の総額を3で除して得た額を報酬月額として算定した標準報酬の等級」と「既に決定又は改定されている標準報酬の等級」に2等級以上の差があること（※3）

随時改定のイメージ（4月から固定的給与が変動した場合）



- ※1 勤務実績に関係なく、毎月一定額が支払われるもの
(基本給(給料表の給料月額)、給料の調整額、教職調整額、扶養手当、住居手当、通勤手当など)
- ※2 実際に変動後の固定的給与が支払われた月をいいます。
(例: 10月25日に子供が生まれ、扶養手当が11月から支給される場合は、11月が変動月となります。)
- ※3 休職等による一時的な固定的給与の変動は随時改定の対象とはなりません。
月の途中で変動があった場合は、翌月が変動月となります。

●随時改定の改定期期と適用時期

随時改定により改定した標準報酬は、毎年行われる定時決定が適用となる直前（8月）まで適用されます。ただし、随時改定が7月から9月までのいずれかの月から行われた場合は、その年の定時決定は行われず、随時改定により決定した標準報酬が翌年8月まで適用されます。

種 類	決定・改定の時期	適用期間
随時決定	固定的給与に変動があった月から4か月目	1月～6月 その年の8月まで
		7月～12月 翌年の8月まで

●随時決定の保険者算定

業務の性質上、季節的に報酬が変動する場合で通常の随時改定の方法では著しく不当となるときは、申立により(注)、『昇給(降給)月以後の継続した3か月間に受けた固定的給与の月平均額に、昇給(降給)月前の継続した9か月と昇給(降給)以後の継続した3か月間に受けた非固定的給与の平均額を加えた額(以下「年間報酬の平均」といいます。)]を基に算定した標準報酬月額に(随時)改定することができます。

(注: 所属所長の「申立書」及び組合員の「同意書」を共済組合に提出することにより行います。)

ただし、当該保険者算定は定期昇給や昇格による固定的給与の変動と、業務の性質上、例年、時間外手当が増える時期が重なったことに伴う随時改定に適用されるよう取扱いが変更されたものとなりますので、単に固定的給与(扶養手当、住居手当、通勤手当等)が変更になったことや、単年度で実施される給与改定に伴い随時改定となった場合は対象外となります。

様式は [公立学校共済組合高知支部HPトップページ](#) → [各種様式ダウンロードコーナー](#) (様式第1-10号及び1-11号) からダウンロードすることができます。